

人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成 27 年分）

|                                                                                                                 |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|------------------------|-------|-------------------------|--------------------------------|-------|---------------------------------|---|
|                                                                                                                 |    |    |                        |       |                         | 贈与者の氏名                         |       |                                 |   |
| この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。<br>なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。 |    |    |                        |       |                         | 人格のない社団<br>又は財団の名称<br>(法人整理番号) |       | ( )                             |   |
| 1 贈与により取得した財産の明細等                                                                                               |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
| 番号                                                                                                              | 種類 | 細目 | 利用区分、<br>銘柄等           | 所在場所等 | 数量                      | 単価                             | 財産の価額 | 外国税額控除額                         |   |
|                                                                                                                 |    |    |                        |       | 固定資産税<br>評価額            | 倍数                             |       |                                 |   |
| 1                                                                                                               |    |    |                        |       |                         |                                | 円     | 円                               |   |
|                                                                                                                 |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
| 2                                                                                                               |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
|                                                                                                                 |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
| 3                                                                                                               |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
|                                                                                                                 |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
| 4                                                                                                               |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
|                                                                                                                 |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
| 5                                                                                                               |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
|                                                                                                                 |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
| ↑ 贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。                                 |    |    |                        |       |                         | 合計額                            |       | ①                               | ② |
| 上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額                                          |    |    |                        |       |                         |                                | ③     |                                 | ④ |
| 基礎控除後の課税価格に対する税額                                                                                                |    |    |                        |       |                         |                                |       | ⑤ 円                             |   |
| ①の金額から1,100千円を控除した金額(千円未満は切り捨てます。.)に対し、申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率により計算した金額                               |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
| 2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算                                                                                       |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
| ⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額(③の金額)                                                                  |    |    | ⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額    |       | ⑧ ⑥の価額に基づく地方法人特別税の額     |                                |       | ⑨ 翌期控除事業税等相当額(⑦+⑧)              |   |
| 円                                                                                                               |    |    | 円                      |       | 円                       |                                |       | 円                               |   |
| ⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額(⑥-⑨)                                                                                       |    |    | ⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額        |       | ⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額     |                                |       | ⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額             |   |
| 円                                                                                                               |    |    | 円                      |       | 円                       |                                |       | 円                               |   |
| ⑭ ⑪の金額に基づく地方法人税の額(裏面参照)                                                                                         |    |    | ⑮ ⑪の金額に基づく道府県民税の法人税割の額 |       | ⑯ ⑪の金額に基づく市町村民税の法人税割の額  |                                |       | ⑰ 法人税等に相当する額(⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)(裏面参照) |   |
| 円                                                                                                               |    |    | 円                      |       | 円                       |                                |       | 円                               |   |
| 3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算                                                                                   |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
| ⑱ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額(⑤×③÷①-④)                                                             |    |    |                        |       | ⑲ 法人税等に相当する額(⑰の金額)      |                                |       | ⑳ 限度額(⑱の金額と⑲の金額とのうちいずれか少ない方の金額) |   |
| 円                                                                                                               |    |    |                        |       | 円                       |                                |       | 円                               |   |
| 4 差引税額の合計額(納付すべき税額)の計算                                                                                          |    |    |                        |       |                         |                                |       |                                 |   |
| ㉑ 基礎控除後の課税価格に対する税額(⑤の金額)                                                                                        |    |    | ㉒ 外国税額控除額(②の金額)        |       | ㉓ 控除する法人税等に相当する額(⑳⑩の金額) |                                |       | ㉔ 差引税額の合計額(納付すべき税額)(㉑-㉒-㉓)      |   |
| 円                                                                                                               |    |    | 円                      |       | 円                       |                                |       | 円                               |   |

第一表の付表二（平成27年分用）

## 書 き か た 等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

- 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。
- 2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。
  - (1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入してください。
  - (2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。
- 3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。
  - (1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。
  - (2) 「⑦」及び「⑧」欄は、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
  - (3) 「⑪」、「⑫」及び「⑬」欄には、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
  - (4) 「⑭」欄は、「⑪」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
  - (5) 「⑮」及び「⑯」欄は、「⑪」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
  - (6) 「⑰」欄は、贈与があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 45 条に規定する課税事業年度である場合には、「⑪」から「⑯」までの各欄の金額の合計額に、「⑪」欄の金額を同法第 44 条に規定する基準法人税額とみなして同法第 47 条及び第 48 条の規定を適用して計算した「復興特別法人税の額」を加算した金額を記入します。
- 4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。

「⑳」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉑」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。